

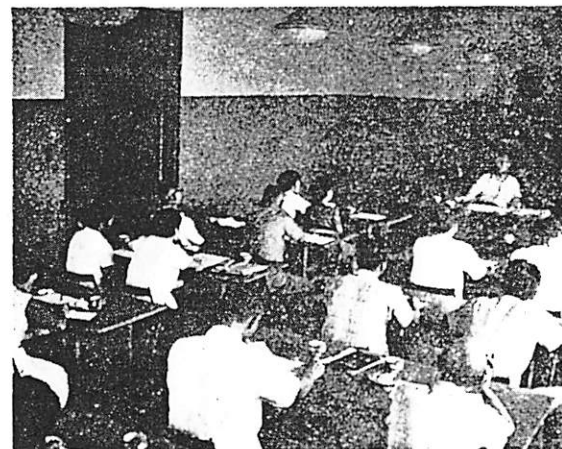
徳地町報

納期限

国民健康保険税

(5期)

11月30日限



写真は、林業教室での受講 (41. 8. 17 ~ 9月2日)

農と林の複合経営で

所得の増大を

多くの人は、農山村からの人口流出は、農山村に魅力がないのが大きな原因だといわれています。農家の、経済が豊かになれば、必ず、魅力のある楽しい文化生活も望めるにちがいない。問題は、農山村と都市の所得の格差にあるのではないのでしょうか？

一般農家が、米作のみでは自立できないとすれば、どうしても、他の部門との複合経営が考えられる。

果樹、酪農もよいだろうが、また、農家経営の一部門として林業を充分取り入れることが大切ではなからうか、しかも林業も、農地の、五反百姓以下に匹敵する容積規模では、林業のみの自立経営も難しいと

全国農業改良普及協会賞の栄誉に輝く

田中 武 見 氏 (三谷)

昭和37年度に始った、全国農業改良普及協会の林業経営推奨行事も、回を重ねること、本年度で四度目を迎え、ますます隆昌をきまめています。今度、防府林業事務所管内(山口・防府両市、吉敷・佐波両郡)としては、昭和38年に一名(吉敷郡)の受賞者があり、今回、田中さんの受賞で受賞者は二名となりました。

これは、農業の経営と組合せて、林業経営部門で長年に亘り計画的な施策を実行し、用材林を造成され、複合的林業経営での受賞であります。

技能士章受賞

技能検定制度で、技能検定とは、技能労働者の、技能向上と、社会的経済的地位の向上を図る目的として昭和34年から実施されています。

このたび、労働大臣から、この検定の合格者に技能士章が交付されることになりました。

この技能士章は、
常時着用し、技能士として誇りと自覚をもちたれらることも、社会一

職 種	級 別	住 所	氏 名
建築大工	2	三谷	辻村善幸
建築大工	2	三谷	中島忠夫
建具工	2	山 郷	山本敏雄
宣	2	上 村	小田 新
島地		山 郷	山本敏雄
清		松原	

受章者 (徳地町関係) 敬称略

受章者 (徳地町関係) 敬称略

猟銃や空気銃の法律が改正

42. 1. 1 施行

狩猟を安全に

11月1日から、狩猟が解禁になりました。先日、富海で、夜間、人を猪と間違えて射ち、大けがをさせた事故が起きました。次のことに注意し、違反や事故を起さないよう注意しましょう。

- ◎ 新しく銃を持つときは勿論、許可を、受けている人でも、銃を売買、交換するときは、公安委員会の許可が必要だ。
- ◎ 銃に出かけるときは、銃の所持許可証と狩猟免許は、必ず携帯しましょう
- ◎ 銃を、保管するときは、必ず、弾を抜き、別々に鍵のかかる場所にしましましょう。
- ◎ うつときは、まわりの人に十分気をつけて下さい。
- ◎ 銃の手入れなどをするとき、周囲に注意し、みだりに他人に、ふれさせないようにしましょう。
- ◎ 猟をする場所以外では、必ず弾を抜いて置き、不用意に引金をひいたり、銃口を人に向けてはいけないことだ。
- ◎ 鳥獣保護区や、市街地などは勿論、日の出前、日が暮れてからの猟は、禁止されています。
- ◎ うつときは、まわりの人に十分気をつけて下さい。

許可証は、五年毎に更新

猟銃などによる事件、事故を防止するために、さる6月7日次のように法律が一部改正され、明年1月1日より施行されることになりました。お互いに注意し間違いないようにしましょう。

許可証は、20才以上でないといともでない。しかし、空気銃は、従来どおり18才以上である。

許可や許可の

更新時には講習

銃を、新しく持とうとするときは、許可証の更新をするときは、公安委員会、警察が事務を代行の講習を受けテキストに合格しなければならなくなつた。

ただし、今年の8月21日および9月4日防府市労働会館で、行なわれた狩猟講習会で、テキストに合格したものは受けなくてもよい。

許可証の更新

今迄は、一度許可をとると、半年の有効であったが、今後は、次の表により5年毎に更新手続きしないで、そのまま、しておくこと。許可の効力はなくなる。

用途別に許可

許可の年	失効の日	許可の年	失効の日
昭和21年	昭和42年4月30日	昭和37年	昭和44年10月31日
昭和22年	昭和43年4月30日	昭和38年	昭和45年4月30日
昭和23年	昭和44年4月30日	昭和39年	昭和46年4月30日
昭和24年	昭和45年4月30日	昭和40年	昭和47年4月30日
昭和25年	昭和46年4月30日	昭和41年	昭和48年4月30日
昭和26年	昭和47年4月30日	昭和42年	昭和49年4月30日
昭和27年	昭和48年4月30日	昭和43年	昭和50年4月30日
昭和28年	昭和49年4月30日	昭和44年	昭和51年4月30日
昭和29年	昭和50年4月30日	昭和45年	昭和52年4月30日
昭和30年	昭和51年4月30日	昭和46年	昭和53年4月30日
昭和31年	昭和52年4月30日	昭和47年	昭和54年4月30日
昭和32年	昭和53年4月30日	昭和48年	昭和55年4月30日
昭和33年	昭和54年4月30日	昭和49年	昭和56年4月30日
昭和34年	昭和55年4月30日	昭和50年	昭和57年4月30日
昭和35年	昭和56年4月30日	昭和51年	昭和58年4月30日
昭和36年	昭和57年4月30日	昭和52年	昭和59年4月30日

また、5年間一度も使用しなかったときも目的外所持として違反になる、標的射撃は、勝手に的をつくって撃つことはできず、必ず公安委員会が指定した射撃場で行わなければならない。

猟用火薬の

許可は、公安委員会
いままでは、猟用等の火薬類は許可して(林業事務所が代行)が、公安委員会が行なうことになった。

銃の保管は安全に

許可をうけて銃を持っているものは、使用する場合を除き、弾を抜いて置き密閉や、家族のものに持ち出されないよう、安全な方法で保管しなければならぬ。

基準外の銃は、不許可

銃の口径や、銃身の長さ等が、次のように制限され、このような銃は持てなくなつた。

- 現在、許可をうけて持っている人は、来年2月末日までに、許可をもっている業者に頼んで改造するか、または、許可証と一緒に公安委員会に、返さなければならぬ。
- 口径、ライフル10、5ミリまで
- 空気銃12番まで
- 口径銃8ミリまで
- 銃身長等、銃身長48、8センチ以下、銃の全長93、9センチ以下、空気銃の全長79、9センチ以下。
- 六連発以上の銃、および、六連発以上の弾が、充てんできる、弾倉のある銃。

「協力下さい」

自動車無事故月間

自動車運転者、
家庭の安全運転

飲酒
よければいい運転は
もつとも
危険で悪質
とたく

少しだから、この位だから、
が、悲惨の事故のもと
飲酒の場所へは
運転、取止め
また
飲まぬ
飲むまえに
キーを、預けて
踏切では
必ず、一時停止
踏切で
ギヤにエンジンせず
通過しや
通過しや
動かなくなったら
発炎筒・赤旗
支障報知装置で
早く、列車知らせ
人の協力へ
早く、踏切外へ
車の性能
大変、よろしい
スピードも、エンジン出せる
このため、制限しらす
……などで、違反
出す原因、
衝突や、ほかの事故
これしや
九出、運転者
九掛、いつも連続で

(10.11.12月)

先生が父が また社会が 育てる日々

No. 1 (人づくり)

考える力を 伸ばそう

子どもが、自然をみとめて、考え、その有様を知ることが、次のような、順序をたどって、のびのびがっていきます。

色、形、大きさの成立により

みたり

さわったり

味わったり

知り覚える順序である。

形と重さ

形と大きき

関係づけて考えることができるようにする。

さらに、進むと

結果、を

関係的に見ていくことが出来るようにする。

さらに、

物、

分析、する見方から

分量、を測る見方に

深まり

一つの、考え方から

集団、



写真は、考える力(小、四)

家庭教育の 出発点

「作文」 父のこと

小学校三年男子

とうちやんは、夕方六時ごろ仕事から帰る、かあちやんにべんとうがらを、渡して電気ごたつに、はいてねらうんで、だまって天じようつ、

とうちやんは、何も話さないとうちやんは、なぜはらをたてているのだろうはくは、

とうちやんを、見ていていつも、そう思う

夕はんのとき、かあちやんが「お湯、つけようか」と、言った

とうちやんは、はじめて「ウン」といった

家庭が、夫婦を単位としている以上、両親の人間関係が、これも大きな影響を与えるのは、言うまでもない。

この、作文にあらはれた、父親の姿からは、どこにも、とって教育的なものは見出せない、こうした、父親の家庭生活は、急変する社会生活の中での、疲勞感、緊張感からくるものと、同情できるがこの父親に、対する子どもの、受け方と、母親の接し方には、大きなへたりがある。

この一例をもって、家庭生活を、うんぬんするわけにいかないが、

有倫館学園を はずぬて

昨年、元、野合分校学舎に、體乳元、元、満三子未滿を年少幼児部、満三子以上から小学校入學適宜児までを幼稚園部として開設(私立、園長、中村辺郎)して全園では幼児三千数名が元気で明るいよいこどもへとすくすく育つてあります



写真は、有倫館の運動会 (よいこの節歌隊)

善行をたたえる

去る、十月二十五日午前一時頃、佐波川にかかる、延長一〇六メートル幅三メートルの新田橋(町道、二の宮、新田線二の宮地)右岸側橋脚附近で燃焼中の廃弁が全橋幅に延焼、橋脚三本ぬき、筋違い六本が燃えつゝある現場を「栗植公司君」が発見

父、栄さんに連絡、父と協力して逸早く消火に努め、橋の焼失を未然に防止されました。

これは、表彰にあたいする善行であり警察を始め多くの人より称賛されています。



No.4

俊傑坊重源と徳地 (2) 仁安二年(一一六七)その四十七才の時、支那海を渡って、宋(中国)に行き、仏教の勉強をはじめ翌三年九月、入宋僧契西と共に帰り、その後二回渡海し、日本に帰ってからは、自からその願文中に、「その後我郷國に帰り、郡都の住運に、利生を以て朝暮の行と爲す、念仏を以て賸餘の勤と爲す云々」といっているように、一層修養にはげむたむら諸國を行脚遍歴し、世のため、人のために役立つような仕事をして、その徳をひとつとして、念仏を以て日常の勤めとして、ますます信仰を深めていた。ところがその六十才の時、前記のべたようにその生涯を閉じた。一大事変が突如した。この時から重源上人の生涯に新しい歩みが始まり、徳地とのつながりができたのである。

治承四年(一一八〇)十二月十八日、東大寺、興福寺と共に、平重衡の兵火に罹つて焼き払われ、

河野 正

二の宮

栗植公司君(栄 三男) 防府多々良高校 二年生

当時、国民信仰の指標であった大仏が、その大仏殿もともにも一時焼失してしまつたことは、前書にも首肯の大事業であった。その災禍の惨状は目を敵うばかりで、余りの惨状に手のつけようもなく、時の右大臣藤原兼実もその日記玉葉の中で、「天を仰いで泣き、地に伏して突す。数行の紅涙を拭ひ、五内の丹心を拙く、奮つて余り、記して益なし、努力々々(中略)猶々大仏の再建立、何の世の時ぞや。金呂天子の跡に興らざる思いもよらぬことと思われ。」

その治承五年(七月亥朔)と改元(三月東大寺再興の議題や、大仏を勧進すべし御沙汰があり、藏人左少正五位藤原朝臣行隆が勅使となつて、坊僧十余人を率いて、实地検分のため東大寺に下向したが、焼けくすれた大仏の惨状を見た坊僧等は、「此事は人力の及ぶ所に非ず、たとえ勅命を授かるも、争でか微力を以て当ること出来ようか」とその勧進を引き受けることを固辞する有様であつた。



土地 事業の申込み

今度、農業経営を合理化し、農業生産力を増強させるため、単独町費で、次のような

小規模土地改良事業を、予算の範囲内で実施することになりましたので、

施工希望の向は、次の事項に留意の上、文書又は口頭を以て町費現場建設課申し込みのこと。

- 一、受益面積の一団地が、五反歩以上、三町歩未満で、その延長が一〇〇メートル以上、二〇〇メートル未満であり、かつその有効員が、一、五メートル以上の農道新設改良
- 二、受益面積の一団地が、五反歩以上、一町歩未満の、かんがい用水路の新設改良。
- 三、受益面積の一団地が、五反歩以上、一町歩未満の、ため池並に、排水路の新設改良。
- 四、本事業の施行主体は、受益者であり必ず二戸以上の共同利用のものであること。
- 五、農道橋、ため池、頭首工については、総事業費が一五万円以下であること。
- 六、補助率は、農道三、〇割以内かんがい用水路、四、〇割以内ため池、頭首工、農道、〇割以内

国民年金

夫婚で月一万円に

国民年金は、生活水準の向上や人口構造の高齢化など、最近の情勢に因應するため、大幅な改善が行なわれました。そのおもな点は次のとおりです。

- 一、年金額の引き上げ
- 改正後の年金額は、たとえば、老令年金については、保険料を、二十五年納めた場合で、六万円(月五千円)夫婦で一万円)に、障害年金および母子・準母子年金については、最低保障額が被扶養児二人の場合で、六万円(月五千円)に、遺児年金については、最低保障額が三万円(月二千五百円)になります。
- また、各福祉年金についても、現行の年金額より二千四百円(月二百円)ずつ引き上げられます。
- 二、支給要件の緩和
- 今まで障害年金の支給対象外となっていた、心臓病などによる内部疾患の障害者すべて支給の対象になります。また、事後重症(初診日から三年後に障害の程度が増進した)についても障害年金の対象となります。
- 三、保険料の改定(42・1より)
- 年金額の引き上げに伴い、給付の財源となる保険料は、
- 三十五才未満の者は、
- 月、二〇〇円
- 三十五才以上の者は、
- 月、二五〇円
- と、現行よりそれぞれ一〇〇円引き上げられます。

バラ色クイズ (第四回)

出題

結婚式は、古い□□と単なる□□と無駄が多くなる□□は、早くから唱えられていますがなかなか□□の域には入りません。

◎応募方法

□□の中に、適当な文字をいれて正しい文にすること

◎送り先

役場総務課文書広報係

◎締めきり 12月1日

◎発表 12月15日発行広報紙上

◎賞 正解者5名の方に、粗品をさしあげます。正解者多数の場合は、抽せんとする。

◎一〇〇号(10月15日)の応募者多数により正解者抽せんの結果、左記5名の方をさめました。

◎大賞野谷 村田ユリノ

◎島地 井上哲英

◎船路 河村ツタ代

◎岸見 徳田桂都子

◎柚木 藤村テリ子

◎正解文

No.一一九号(10月1日)発行のトップ記事(P1)

徳地町発展のため

社会開発など

経済開発など

町づくり、人づくりの為「これはいい」と、云う建設的な意見なり値もの、或は、お問合せ等あればお聞かせ下さい尚現地取材の場合は参ります

編集長